最終更新日：2024年9月26日
株式会社JDSC
代表取締役社長　加藤 聡志
問合せ先：コーポレート部門　03-6773-5348
証券コード：4418

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「AIでデータの真価を解き放ち産業の常識を塗り替える」というヴィジョンを実現するためには様々なステークホルダーからの信頼が不可欠であります。その基盤となるコーポレート・ガバナンス体制の整備は当社にとって不可欠な経営課題と位置付けており、継続的な充実・強化に努める方針であります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の整備にあたっては、株主の権利平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会の責務等を認識した業務執行とその監督、株主との対話を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
加藤 聡志	4,586,900	34.54
株式会社SMBC信託銀行 （特定運用金外信託　未来創生2号ファンド）	1,749,300	13.17
淵 高晴	1,028,000	7.74
橋本 圭輔	277,900	2.09
鳥井 俊之	257,100	1.94
ダイキン工業株式会社	233,100	1.76
中部電力株式会社	233,100	1.76
松井証券株式会社	200,000	1.51
田畑 正吾	200,000	1.51
株式会社SBI証券	124,079	0.93

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は、2024年6月30日現在のものであります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース

決算期	6 月
業種	情報･通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況

1. 機関構成･組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
出路 貴規	他の会社の出身者							○				
田中 謙司	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
出路 貴規		主要株主の業務執行者であることから、独立役員としての指定は行っておりません。	投資者として多数の会社の社外役員に就任するなどの豊富な経験を有しており、適切な助言を受けることが期待できることから、社外取締役として選任しております。
田中 謙司	○	―――	東京大学大学院工学系研究科の教授であり当社の事業領域であるAI/DXに関する豊富な知識と経験や、事業会社におけるビジネス経験も有しており、適切な助言を受ける等の事業面での連携が期待でき、また東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されていることから適任であると判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と内部監査は、内部監査が定期的に監査役会において内部監査結果等の情報共有を行っております。監査役会、会計監査人及び内部監査は、定期的に監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っており、また臨時での意見交換についても適宜行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
湯本 和伯	他の会社の出身者													
髙橋 知洋	弁護士													
畠山 登志弘	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
湯本 和伯	○	―――	事業会社において新規事業の立ち上げなどの豊富な経験を有しており、適切な監査が期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
髙橋 知洋	○	―――	弁護士として法令に関する相当な知識を有しており、また他社の社外監査役を務めるなど、適切な監査が期待できると判断し、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
畠山 登志弘	○	―――	公認会計士として財務及び会計に関する相当な知見を有しており、適切な監査が期待できることから、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しない社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の現在及び将来の取締役及び従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、税理士を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、受託者たる税理士に対して、ストックオプションを付与しております。また、同様の目的で、取締役及び従業員にストックオプションを付与しております。また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度を導入し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主に対して一層の価値共有を推進していきます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の現在及び将来の取締役及び従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、税理士を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、受託者たる税理士に対して、ストックオプションを付与しております。また、同様の目的で、取締役及び従業員にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
取締役の報酬は、区分ごとにそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年９月29日開催の定時株主総会において決議された年額200,000千円以内の範囲内で、経営環境、当社の業績の状況、個々の職責及び業務執行状況等を勘案し取締役会で協議のうえ決定しております。加えて、2024年９月25日開催の定時株主総会において決議された年額60,000千円以内、もしくは年12万株以内の範囲で譲渡制限付株式を取締役会で協議のうえ決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、コーポレート部門が担当しております。
取締役会の開催にあたり、事前に資料等を共有し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前の説明等が行える体制を整備しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(a) 取締役会
取締役会は5名で構成され、うち2名は社外取締役であります。原則として月1回開催されており、法令・定款・社内規程に定められた事項に関する意思決定のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行機関として機能しております。また、迅速な意思決定を必要とする場合においては、臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査役会
監査役会は3名で構成（うち、常勤1名）され、いずれも社外監査役であります。原則として月1回開催されており、取締役会の意思決定の適法性等についての意見交換のほか、常勤監査役からの取締役の業務執行状況の報告を受け、監査役会としての意見を協議・決定しております。さら

に、会計監査人及び内部監査担当とは定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図っております。

(c) 経営会議
経営会議は代表取締役を含めた常勤取締役及び各執行役員・各部門長等で構成され、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。原則として週1回開催されており、社内の重要事項に関する事項を審議しております。

(d) 執行役員
当社では、迅速な業務執行及び今後の取締役からの権限移譲を見据えて、執行役員制度を導入しております。執行役員は、経営会議において社内の重要事項に関する審議に参加し、迅速な業務執行のための情報提供や情報共有を行っております。
なお、執行役員は取締役会で選任された3名であり、その任期は1年であります。

(e) 内部監査
当社の内部監査は、原則として全部門に対して実施することとしており、コーポレート部門（1名）、及びDXソリューション事業部門（1名）が実施しております。それぞれ自己監査にならないよう、コーポレート部門に対してはDXソリューション事業部門が監査を実施し、それ以外についてはコーポレート部門/経営企画が監査を実施しておりますが、それぞれの専門領域はサポートするなど実効性のある監査に努めております。
内部監査結果は代表取締役に報告され、被監査部門への改善指示、改善状況に対するフォローアップの実施により、その実効性を担保しております。

(f) 会計監査人
当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、金融商品取引法に準じた監査が適時・適切に実施されております。

(g) コンプライアンス・リスク管理委員会
コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス違反や重大な事故を未然に防止する計画立案と共に、コンプライアンス遵守およびリスク管理の推進を目的として、年に1回、または臨時に開催することとしております。
構成員は代表取締役を含めた常勤取締役、各部門長、内部監査担当者であり、常勤監査役がオブザーバーとなっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の機関設計としては、会社法に基づく株主総会、取締役会及び監査役会を設置するとともに、審議機関として経営会議を設置しております。
取締役会においては変化の激しい事業環境に対して経営の迅速性と機動性を確保することができ、また取締役間における相互監視と、監査役会における監査により、業務の適法性や適正性を担保する仕組みとなっております。
また、監査役会は、独立した外部の視点でのチェック強化を目的として、3名で構成されており、いずれも社外監査役となっております。
当社は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することで経営に対する透明性の確保と監督機能の強化を図れると考え現状の体制を採用しております。
また、常勤取締役及び執行役員、部門長等が出席する経営会議を設置し、取締役の迅速な意思決定に必要な社内外の情報収集等を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	正確な情報提供等の観点を考慮しつつ、株主の利便性にも資するように株主総会の日程を設定するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	直近の定時株主総会では議決権の電子行使を可能としており、今後も継続する方向で検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子プラットフォームの利用、及び、招集通知の英訳につきましては、今後の検討課題であると考えており、機関投資家や海外投資家の比率等に加え、コスト等の観点も踏まえつつ、必要であると判断した場合に採用してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	同上

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ホームページの IR 専用ページにおいて公表することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、個人投資家向けにオンライン等で定期的に説明会を開催することを検討しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト･機関投資家向けにオンライン等で説明会を随時実施しており、今後も継続する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用ページを開設し、IR資料を掲載する予定であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート部門を担当者とし、取締役CFOコーポレート部門長を責任者として、IR活動を行ってまいります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程において、投資者への会社情報の適時適切な開示を行うため、会社情報の管理基準及び管理手続を定めるとともに、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めることを目的とする旨を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は事業を通じて、産業共通のSDGs課題の解決に努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はホームページ（IR専用ページ）、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対して情報提供を積極的に行っていく方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

a．取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

ⅰ　個人情報については、法令及び「個人情報保護管理規程」に基づき、厳重に管理します。また、管理に必要なセキュリティインフラの整備も行います。個人情報以外の情報についても、その内容に応じて個人情報と同等に取扱い、必要な管理体制を確立しています。

ⅱ　文書については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理します。

b．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ　当社では損失の危険に関して、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、当社の事業運営に支障となるリスクやコンプライアンス上の課題を管理･評価する体制としております。

ⅱ　「コンプライアンス･リスク管理委員会規程」に基づき、コンプライアンス･リスク管理委員会を設置し、経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点における重要な事項について審議を行い、必要に応じてその結果を取締役会に報告する体制としています。

c．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保する体制

ⅰ　取締役会は原則として月１回開催するほか、迅速な意思決定を必要とする場合においては臨時取締役会を開催しています。

ⅱ　「取締役会規程」「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。

ⅲ　執行役員を配置し、意思決定に必要な情報を効率的に収集できる体制としています。

d．取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ　法令、定款、社内規程の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び従業員に対して必要は啓蒙活動、教育活動を推進します。

ⅱ　「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務執行に関する社内規程を整備し、取締役及び従業員は定められた社内規程に沿って職務執行にあたります。

ⅲ　内部監査担当を配置し、「内部監査規程」に基づき業務運営、財産管理、法令･社内規程の遵守状況に関する監査を実施します。また、その結果を代表取締役に報告し、監査役にも共有します。

ⅳ　内部通報制度に関して「内部通報規程」を定め、通報窓口を設けています。法令及びその他コンプライアンス違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。

ⅴ　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても金銭その他経済的利益を提供しないことを方針としており、「反社会的勢力対策規程」を定め不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

e．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、当社は監査役の補助者を従業員の中から選び、配置することができることとします。

f．監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助者に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の許可を得ることとします。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
ⅰ　監査役は取締役会に出席し、また経営会議等の重要な会議に出席できるものとします。
ⅱ　監査役会において、内部監査担当から内部監査結果などの情報交換を行うものとします。
ⅲ　「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にいたします。また、監査役への報告についても、同様の取扱いとします。

h. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用を、当社に請求することができるものとしています。また、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに会社が支払うものとします。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ⅰ　監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めています。
ⅱ　内部監査担当及び監査法人と定期的に情報交換を行い、相互連携を図ります。
ⅲ　稟議書等の社内の重要な文書を閲覧する権限を有し、必要に応じて取締役又は従業員から説明を求めるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」ことを基本方針としております。また、本方針を基に「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との関係排除に努めております。
具体的には、「反社チェックマニュアル」に基づいた、新規取引先等に対する反社会的勢力等との関係の有無を確認しております。また、既存取引先等についても、年1回、同様の方法により反社会的勢力等との関係の有無を確認することとしております。また、取引契約には暴力団排除条項を規定し、取引先等が反社会的勢力との関与が判明した場合に契約を解除できるようにしております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

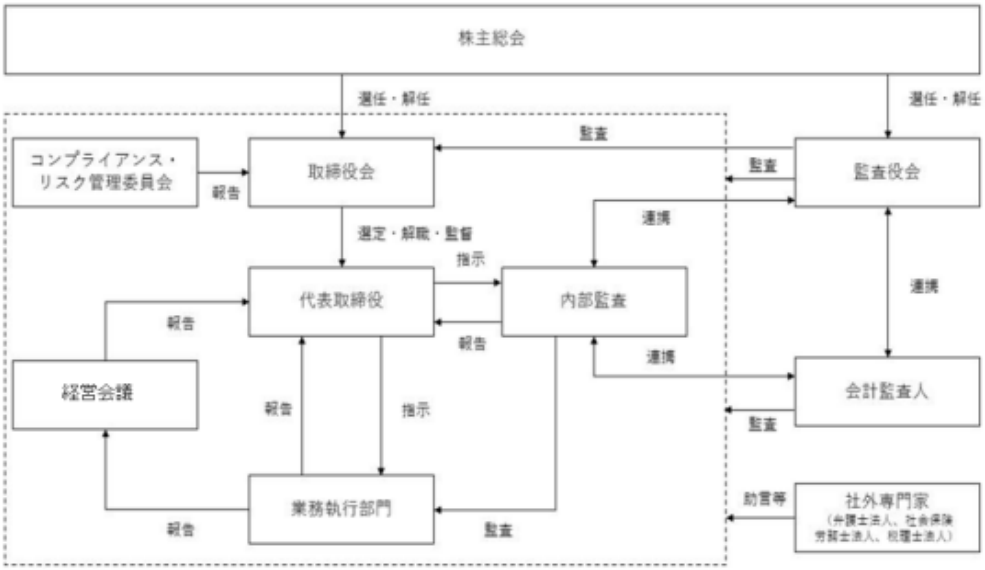

【適時開示体制の概要（模式図）】

